

令和4年第3回定例会 経済建設常任委員会審査記録（第1日目）

- 1 日 時 令和4年9月21日（水） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第106号 村上市特定地域等振興対策事業施設条例の一部を改正する条例制定について
議第107号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第108号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第111号 令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第3号）
議第117号 令和3年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（6名）

| | | | |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 渡 辺 昌 君 | 2番 | 河 村 幸 雄 君 |
| 4番 | 川 村 敏 晴 君 | 5番 | 大 滝 国 吉 君 |
| 6番 | 本 間 善 和 君 | 7番 | 尾 形 修 平 君 |
- 5 欠席委員（1名）

| | |
|----|-----------|
| 3番 | 川 崎 健 二 君 |
|----|-----------|
- 6 傍聴議員（7名）

| | | |
|-----------|-----------|-------------|
| 上 村 正 朗 君 | 菅 井 晋 一 君 | 富 樫 雅 男 君 |
| 高 田 晃 君 | 小 杉 武 仁 君 | 稲 葉 久 美 子 君 |
| 木 村 貞 雄 君 | | |
- 7 地方自治法第105条による出席者
議 長 三 田 敏 秋 君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者

| | |
|---------------------------|-------------|
| 副 市 長 | 忠 聡 君 |
| 農 林 水 産 課 長 | 小 川 良 和 君 |
| 同 課 農 業 振 興 室 長 | 中 川 博 之 君 |
| 同 課 農 業 振 興 室 副 参 事 | 菅 井 学 君 |
| 同 課 林 業 水 産 振 興 室 長 | 伊 藤 幸 夫 君 |
| 同 課 林 業 水 産 振 興 室 副 参 事 | 臼 井 信 一 君 |
| 同 課 み ら い 農 業 創 造 推 進 室 長 | 高 橋 和 憲 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 八 藤 後 茂 樹 君 |
| 地 域 経 済 振 興 課 長 | 田 中 章 穂 君 |
| 同 課 経 済 振 興 室 長 | 富 樫 充 君 |
| 同 課 経 済 振 興 室 副 参 事 | 玉 木 善 行 君 |
| 同 課 経 済 振 興 室 係 長 | 鈴 木 清 美 君 |
| 観 光 課 長 | 永 田 満 君 |
| 同 課 観 光 交 流 室 長 | 片 岡 昌 幸 君 |
| 同 課 観 光 交 流 室 主 幹 | 小 池 一 栄 君 |
| 同 課 観 光 交 流 室 副 参 事 | 園 部 和 枝 君 |
| 同 課 観 光 交 流 室 係 長 | 増 子 正 臣 君 |

| | |
|------------|-----------|
| 荒川支所産業建設課長 | 渡 邊 修 君 |
| 神林支所産業建設課長 | 斎 藤 雄 一 君 |
| 朝日支所産業建設課長 | 鈴 木 健 次 君 |
| 山北支所産業建設課長 | 小 田 和 弘 君 |

10 議会事務局職員

| | |
|-----|---------|
| 局 長 | 内 山 治 夫 |
| 書 記 | 中 山 航 |

(午前10時00分)

委員長(尾形修平君)開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第106号 村上市特定地域等振興対策事業施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(農林水産課長 小川良和君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

農林水産課長 議第106号は、村上市特定地域等振興対策事業施設条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は野潟釣場安全施設管理センターについて、今年度取壊しを計画しているため、第2条の表中から当該施設の名称及び位置を削除し、また釣場安全施設として整備した馬下釣場安全施設と野潟釣場安全施設をそれぞれ現在の用途に合わせた馬下防波堤と野潟海岸保全施設に改めるものである。説明は以上だ。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第106号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第107号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長(農林水産課長 小川良和君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

農林水産課長 それでは、説明いたす。議第107号 公の施設に係る指定管理者の指定についてであるが、指定管理者の指定に係る資料の2ページ、3ページを御覧ください。施設名は上助渚コミュニティセンターだ。指定管理者となる団体は、上助渚区である。指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間だ。根拠条例については、上助渚コミュニティセンター条例だ。募集形態については限定指定、公

募によらない理由といたしては、当該施設は地域住民の研修や連帯意識の向上など地域コミュニティの拠点となる集会施設であり、これまでの管理状況、収支状況とも良好で、施設利用者からの苦情もなく運営管理を行っていることから、引き続き施設所在の上助湧区に管理運営をしていただくことが適当であるという理由からである。申請指定管理料は、5年間で109万5,000円としている。なお、積算に当たって、同施設で令和5年度から神林生きがい活動支援通所サービス事業、介護高齢課所管の事業となるが、を実施する予定であることから、新型コロナウイルス感染症時期、令和2年、令和3年の利用時間に事業計画利用時間を加えた割合分を光熱水費に補正して算出している。また、新型コロナウイルス感染症対策経費及び使用料として、これまで計上していなかったNHKの受信料を新たに加えて算出している。選定委員会の答申・意見については、更新内容について了承の答申を受けている。なお、今後とも適正な施設の維持管理に努め、市民の憩いの場として有効に活用していただきたいとの意見が付されていた。簡単であるが、説明は以上だ。

(質 疑)

渡辺 昌

今さらなのだけれども、いわゆる通常の集落のセンターとこれというのは、指定管理ということは分かるのだけれども、指定管理料をついた上での指定管理というのは、ほかのそういう施設と、造るとき神林村で建てた施設だと思っただけだけれども、その辺のところをちょっと説明してもらえるか。

農林水産課長

この施設については、今委員おっしゃるとおり、神林村時代にコミュニティセンターという形で設置されたものであって、先ほど説明いたしたとおりコミュニティセンター条例の中でこの施設については運営されているといったところである。この施設も含めて指定管理されているセンターについては、その区の施設ということだけではなくて、地域一般に開放されて、どなたでも使っていただけるというような形で運営されているという形で運営管理している施設であるので、そういった形で、条例上そういうふうな運用をされている関係で、こういう形で指定管理のほうにというふうな運営の仕方をさせていただいているところである。

渡辺 昌

資料の6番のところを見ると、営農コミュニティとか集落農業推進とか、そういう目的と書いてあるのだけれども、このことが影響しているのかなと考えただけだけれども、そういうことなのだろうか。

農林水産課長

それだけではなくて、今回説明させていただいたとおり、来年度から神林の生きがい活動支援通所サービスだとか、そういったその地域だけの活動ではなくて、いろんな広く市民に開放した活動をする場所という位置づけになっているので、今、委員おっしゃるような農業的なものだとか、そういうのはどちらかというと集落的なところの活動というような位置づけになるかと思うが、広くいろんな活動ができる場所という意味合いでの施設運営というふうなことでの指定管理で運営させていただいているといったところになる。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第107号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第108号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（観光課長 永田 満君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

観光 課長 おはようございます。議第108号 公の施設に係る指定管理者の指定についてである。指定管理者の指定に係る資料の4ページ、5ページを御覧ください。施設の名称は二子島森林公園だ。指定管理者となる団体は発電所周辺整備管理組合であって、指定の期間については令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間としている。公募によらない理由といたしては、当該団体は公園開設当初から管理業務を受託していて、当該施設を熟知し、適正な管理を行っていることから、これまでの実績を踏まえて、引き続き指定するものである。指定管理料については5年間で2,421万円である。なお、指定管理者選定委員会からは了承の答申をいただいている。以上、よろしく願いいたします。

（質疑）

河村 幸雄 二子島においては新たな観光として期待もするところである。マイクロツーリズムの勧めであったり、村上市としても、特別というわけにいかないだろうけれども、そういう今の観光の在り方として力を入れるというか、そういうような考えはあるか。共にやっ払いこうという新たな戦略として。

観光 課長 今現在コロナということもあるし、アウトドアブームということもあって、二子島のほうも利用者が増えている状況である。そういったことも踏まえて、いろんなイベント等も考えながら、利用を拡大していければというふうに思っている。

河村 幸雄 朝日地区の観光の動線として朝日スーパーラインとか様々な観光スポットがあるけれども、ちょっと私分らないところなので、朝日スーパーラインの今の状況、どういうふうになっているだろうか。

朝日支所産業建設課長 おはようございます。スーパーラインについては、県道で、県で管理されているのだけれども、8月3日の豪雨で通行止めになっていて、今のところ二子島森林公園までは開通していただいている、二子島森林公園については営業しているところだ。以上だ。

川村 敏晴 この指定管理者となる団体について、私も不勉強でちょっと細かいところ分からないので、この団体の概要を教えてもらっていいか。

朝日支所産業建設課長 この団体は発電所周辺整備管理組合とあって、岩崩の方々の住民で組織している団体である。公園開所と同時に設立されて、引き続き管理をお願いしている団体である。以上だ。

川村 敏晴 二子島公園の管理だけの団体というふうに捉えていいのか。

朝日支所産業建設課長 目的は、三面発電所周辺の自然環境を保全し、適正に利用するとなっているけれども、具体的な活動内容は二子島森林公園の管理というふうになっている。以上だ。

（自由討議）

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第108号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第111号 令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算(第3号)を議題とし、担当課長(観光課長 永田 満君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

観光 課長 議第111号 令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算(第3号)についてである。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,230万円を追加し、予算総額を9,940万円にしようとするものである。補正の内容についてご説明いたします。補正予算書の7P、8Pを御覧ください。最初に、歳入であるが、歳入については一般会計からの繰入金金を計上している。次に、歳出についてであるが、9P、10Pを御覧ください。説明欄1、蒲萄スキー場運営経費で測量設計等委託料を計上している。内容といたしては、以前から大雨のたびにグレーロードということで下の初級者コースの部分だけれども、そちらのほうから土砂が流出して、麓の市道及びグラウンドまで土砂の流出が及んでいることから、既存の排水施設の根本的な改修が必要であるというふうに考えて、そのための測量及び地質調査業務を行うものである。あわせて、その測量地質調査等を基に工事実施に向けた設計業務委託料を計上させていただいたものである。以上でよろしく願いいたします。

(質 疑)

尾形委員長 では、私から1点。これ補正予算の第7号で災害関連のやつで予算取っていたよね、専決であれしたのだけれども。それが約2,240万円ということで、今回それとは別に、災害関連のやつはそれで多分対策したのだと思うのだけれども、この今回の補正予算で上げている分に関しては、来年以降も蒲萄スキー場を経営存続させるという思いで予算化しているのだろうか。

観光 課長 こちらの改修については、スキー場の運営する、しないにかかわらず、通常雨が降るとどうしても下のほうには土砂が崩れてくる状況があったので、営業にかかわらず改修を検討するのである。

尾形委員長 以前から話出ている、公共施設のマネジメントプログラムでももうこの蒲萄スキー場に関しては、令和4年度中に存続の方向性を出すというふうに言われていた中で、今回災害関連に関しても4,000万円以上の経費を投入するわけだよね。これが存続するか廃止するかにかかわらず、今課長の説明だと必要なのだという認識で私聞いたのだけれども、それでよろしいのだろうか。

観光 課長 今回については、大雨が降ると、今の状況からすると下の部分がどうしても崩れてしまったりとか土砂が流れてしまう状況が続いているので、この部分についてはスキー場存続する、または廃止する場合であっても、必要である措置だというふうに考えている。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第111号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第117号 令和3年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（観光課長 永田 満君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

観光 課長 それでは、議第117号 令和3年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算書の232P以降になる。その前に、若干昨年度の状況を説明させていただく。蒲萄スキー場については、令和元年度は少雪のため営業ができなくて、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からと2シーズン連続で営業中止となって、昨シーズンは3年ぶりの営業となった。当初12月の25日から営業開始する予定で準備をしていたが、雪不足ということがあって12月30日からオープンいたして、3月6日までの67日間で営業となった。利用者数については7,631名であって、前回営業いたした平成30年度と比較いたすと約18.5%の減、人数でいくと1,737人の減というふうになっている。それでは、決算について、まず歳入について説明いたす。232P、233Pに収入済みの額が記載してある。歳出については、234P、235Pに記載がある。歳入歳出の差引き残額は10万1,359円となっている。詳細についてご説明いたす。まず、歳入について、236P、237Pを御覧ください。1款1項1目のスキー場売上金については、スキー場の自動販売機、スキー用品の売上げである。2款1項1目の蒲萄スキー場使用料は、リフト使用料となっている。3款1項1目は一般会計繰入金で、4款1項1目は前年度からの繰越金である。5款1項1目の雑入についてはそれぞれ記載のとおりの内容となっている。次に、歳出についてであるが、238P、239Pを御覧ください。1款1項1目の一般管理費の備考欄の1、蒲萄スキー場一般経費だが、主な内容といたしては、スキー場の安全統括管理者の報酬や下越地域スキー観光連絡協議会などの各協議会等への負担金となっている。備考欄2、蒲萄スキー場運営経費については、会計年度任用職員である現場作業員等の報酬やロッジや圧雪車の修繕料、それから各種委託料などスキー場運営に係る経費である。また、2款1項の公債費では1目の元金で起債償還金、それから2目の利子で起債償還金の利子ということで支出となっている。以上で説明を終わらせていただく。

(質 疑)

河村 幸雄 スキー場の持続的な運営ということを考えたときに、どうしても市の負担減が大きな課題となってくるわけである。もっと経営努力を求めたいし、営業努力がまだまだ私は足りないと思っている。今年度に向かっての改善策というか、大きな課題というのはどのように捉えているだろうか。

観光 課長 昨年は3年ぶりの営業ということだったけれども、まだコロナの影響があったので、

若干途中から減ったところがある。特に学校の授業がキャンセルとなって、かなり人数が入っていた。それから、イベントのほうも中止ということがあったので、その辺今年度は開催できるような形を取りたいと思うし、市外のほうにもちょっとPRのほうをかけながら、誘客に努めていきたいというふうに思っている。

河村 幸雄 集落の方であったり、関係者、行政がみんなでこの事業を目標を持って、これが本当に目標達成できなかつたら大変だよというぐらいの思いで臨んでもらわなければならないのかなというふうに考えている。あと、もう一つ、PR活動なんていう話も出ていたけれども、PR、啓発活動が私から見れば全く少ない。スキー場が始まるよというポスターがあるわけでもないし、パンフレットが特別、蒲萄スキー場というの、一部も見ないとは言わないけれども、見かけないようである。そんな中で啓発というのは様々な発信というのはあることはあるけれども、予算がないからどうだというよりも、それがやっぱり第一の営業、発信ということだと思うので、その辺は再度考えてもらわなければならないのかなと思うが。

観光 課長 今現在もホームページだとかSNSとか、あと下越だとか県内の協議会のほうでも割引なんかをPRしながらやっているところであるのだけれども、さらにその辺のPRを強化しながら、誘客に努めていきたいというふうには思っている。

渡辺 昌 昨シーズン、新潟日報にスキー場の降雪量の、あれJR調べとなっていたけれども、載っていなかったのがかなりスキーヤーの間では話題になっていたのだけれども、理由とかは特に調べていないのよね。

観光交流室長 私どもからも、新潟日報のほうに、何で載っていないのかということを確認して、途中で載せてほしいという依頼はしたのだけれども、前年度にJRさんの提供する雪の状況を全部日報さんが情報を買取るらしくて、途中からシステム上買取る分を追加することができないということなので、来年度からは載せてほしいということは昨年度依頼済みである。

渡辺 昌 次のシーズンは、必ず今年度載るようによろしく願いいたす。

本間 善和 1点だけちょっとお伺いしたいと思う。蒲萄スキー場の存続ということで、今まで当然継続してきた理由の一つに、大きいのが小・中学校の子どもたちの教育という格好で上げていたはずである。今回ちょっと課長の先ほどの話を聞いていると、小・中学生はコロナのためなのか、ないのか、なかったのか、それとも一部なかったのか、その辺のところがあったのか、ちょっと詳しく聞きたいと思うが。

観光 課長 昨シーズンについては、小学校のスキー授業、当初申込みのほうは8校、19回ということで申込みがあったけれども、途中でコロナのほうが感染拡大したということもあったので、実際は5校の9回の開催ということになった。

(「学校でコロナが拡大していたのか確認して」と呼ぶ者あり)

観光 課長 途中で、学校のほうでもコロナが感染が拡大したということで中止ということで、実施した学校数は減ったということである。

本間 善和 ちょっと確認だけれども、そうすると8校の申込みは当初あったのだけれども、コロナの影響で実施したのは5校であったと、そういうことで、確認だけれども、よろしいね。

観光 課長 そういうことである。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第117号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

委員長（尾形修平君）散会を宣する。

(午前10時30分)